

答えは

**A** ×

クレジットカードのショッピング枠の現金化とは、本来、商品やサービスを後払いするために設定されている「ショッピングの利用可能枠」を換金する目的で利用するものです。これはクレジットカード会社とカード会員の約束事である「カード会員規約」に違反しており、「残金の一括請求」、「カードの利用停止」、「カードの強制退会」等のペナルティを受けることにもなりますし、現金化しても、結局は自分の債務を増やすことになります。また、カード番号や個人情報等が悪用されたり、場合によっては、利用者本人が犯罪に問われたりトラブルに巻き込まれることもあるため、注意しましょう。



矢口 イチ

高知県立消費生活センターより「消費生活講座」のご案内 **受講料は無料です!**



「契約する時、どんなことに注意したらいい？」  
 「多重債務の解決方法は？」  
 「あの食品表示の意味は？」

生活に必要な法律や経済の知識を学んでみませんか。  
 消費者の権利を守る訴訟を数多く経験された弁護士など、各分野の専門家を講師に招き、高知短期大学と共同で「消費生活講座」を開催します。

●講義内容

日程	講義科目
9/28(金)	消費者問題概論(ガイダンス含む)
10/5(金)	経済の仕組みと消費生活～税金・物価・社会保障・保険～
10/12(金)	消費生活に必要な民法の知識
10/19(金)	消費生活に必要な消費者契約法の知識
10/26(金)	消費生活に必要な特定商取引法の知識
11/2(金)	消費生活に必要な割賦販売法の知識
11/9(金)	公正な競争の確保のために～独禁法・景品表示法～
11/16(金)	消費生活とお金に関する基礎知識
11/21(水)	調停・訴訟等に関する知識
11/30(金)	情報通信サービスに関する基礎知識
12/7(金)	金融商品に関する基礎知識
12/14(金)	製品安全の基礎知識
12/21(金)	食品表示の基礎知識
1/11(金)	消費者教育の意義を考える
1/17(木)	環境問題に関する基礎知識

- 開催期間 9月28日～1月17日(全15回)
  - 時 間 19時40分～21時10分(90分)
  - 場 所 高知短期大学 高知市永国寺町5-15 (駐車場はありません)
  - 募集定員 一般100名
  - 募集締切 9月12日(水)必着
  - 応募資格 県内に居住する方
  - 申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ郵送、FAX、メールまたは持参
  - 受講決定 後日郵送で通知します。
  - 申込書配布場所 県立消費生活センター 高知短期大学 県庁県民室(募集要項コーナー)
- ※県立消費生活センターのホームページからダウンロードもできます。

●申込み・問合せ先 **高知県立消費生活センター**

〒780-0935 高知市旭町3-115番地「ソーレ」2階  
 TEL:088-824-0999 FAX:088-822-5619

E-Mail:141602@ken.pref.kochi.lg.jp  
 HP:http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/

消費生活に関するご相談は

**高知県立消費生活センター**

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

**☎088-824-0999**

相談受付/日～金 9:00～16:45 ※日曜日も相談を  
 休 所 日/土、祝日、12/29～1/3 受付けています。

●くらしネットkochi編集・発行者

**高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課**

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
 TEL:088-823-9653  
 FAX:088-823-9879  
 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601